

## けいはんなリサーチコンプレックス推進協議会 会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、けいはんなリサーチコンプレックス推進協議会（以下「協議会」という。）における会員の入会や退会の手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会)

第2条 協議会の会員になろうとするものは、所定の入会申請書兼誓約書を事務局に提出しなければならない。

2 協議会の会員は、大学、研究機関、企業、地方公共団体、イノベーションの創出に取り組む法人等でなければならない。

3 協議会への入会は、幹事会にて承認する。

### (会員の権利・義務)

第3条 協議会の会員は次の権利、義務を有する。

(1) 協議会の会員は、協議会の活動に参加する権利を有する。

(2) 協議会の会員は、総会において議事を決する必要がある場合、その議決権を有する。

(3) 協議会の会員は、協議会の目的である関西文化学術研究都市を中心に、様々な社会課題の解決に資するグローバルオープンイノベーション拠点形成や協議会が推進する活動に賛同し、協力・支援する。

### (退会等)

第4条 協議会を退会しようとするものは、所定の退会届を事務局に提出しなければならない。

2 会員が次のいずれかに該当する場合、幹事会の承認を持ってその会員資格は喪失するものとする。

(1) 協議会の定める規約を遵守しない場合

(2) 協議会の運営を妨げた場合

(3) 協議会の他の会員に損害を与えた場合

(4) 協議会の名誉を棄損する行為があった場合

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき直接あるいは間接的な関係があった場合

### (雑則)

第5条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に協議のうえ定める。

### 附則

本規約は、令和2年10月28日から施行する。